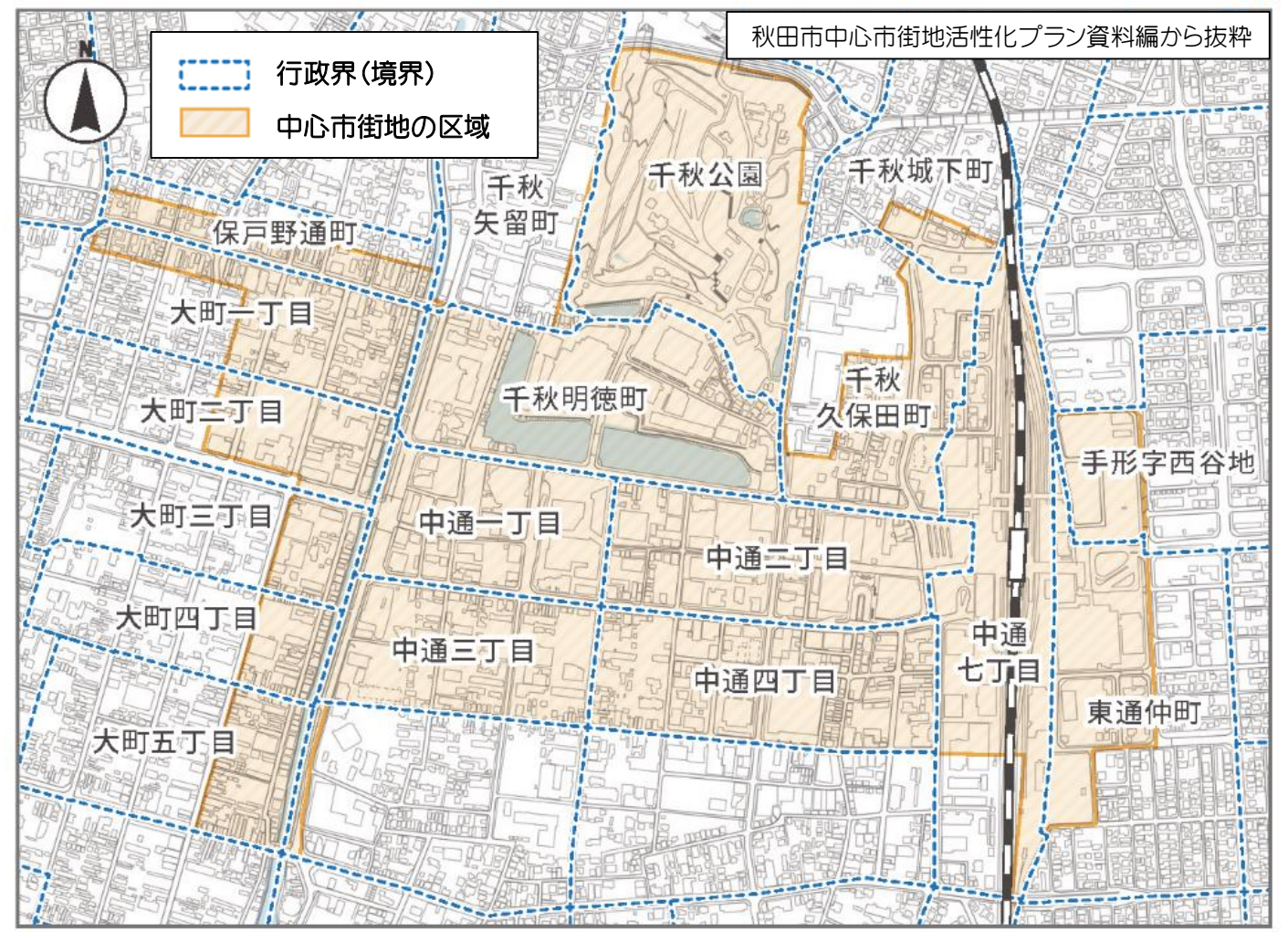


令和7年4月1日（火）から令和7年11月28日（金）まで
※原則、令和8年2月27日（金）までに営業開始できる事業が対象

中心市街地の区域（以下の図を参照）、都市機能誘導区域又は商店街の区域



都市機能誘導区域は、
右記QRからご確認ください。
【秋田市まちづくり地図情報システム】
※利用条件に同意の上、「立地適正化計画」を見る（外部リンク）をクリック



商店街の区域は、
右記QRからご確認ください。
【秋・人・街（あきんどたうん）】



3 補助内容

補助対象区域	補助対象経費		
	改装費 補助率:2／5以内	宣伝広告費 補助率:2／5以内	賃借料 補助率:1／2以内
中心市街地の区域	上限100万円	上限20万円	最大24カ月、150万円
都市機能誘導区域			最大12カ月、100万円
商店街の区域		なし	最大6カ月、50万円

※交付申請時に消費税等仕入控除税額が明らかな場合は、同税額を減額して交付申請する必要があります。
※補助対象者など詳細は、裏面をご覧ください。

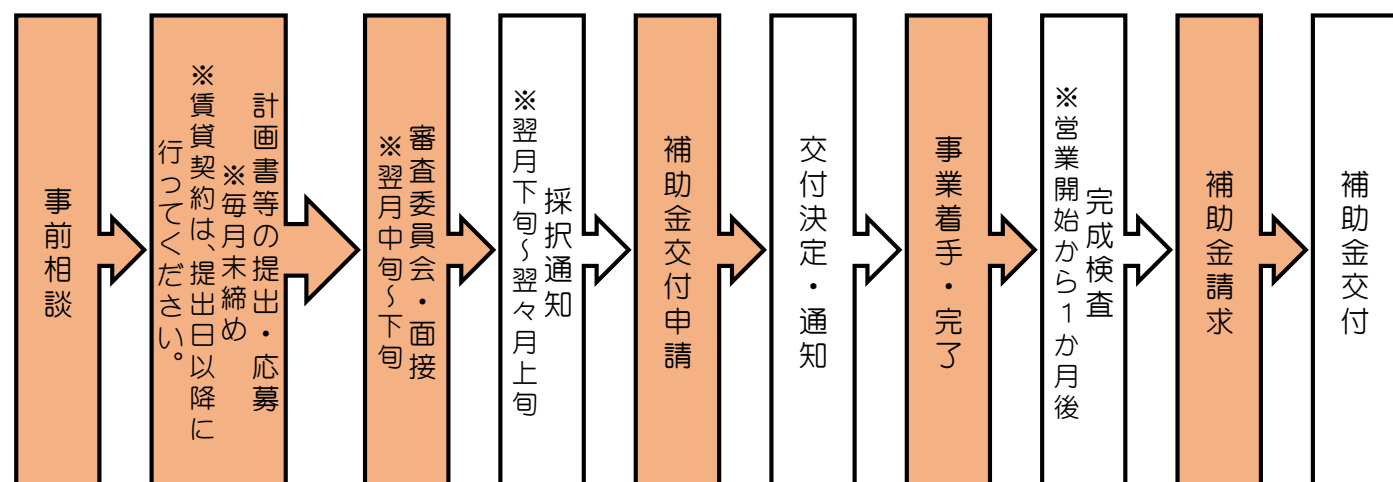
4 補助対象者

空き店舗等を利活用する中小企業者、商店街団体および市民団体等で、次の全てに該当するかた

- (1) 空き店舗等が存する商店街団体等の構成員となり、商店街活動に積極的に参加すること。
- (2) 市税に滞納がないこと。
- (3) 秋田市暴力団排除条例(平成24年条例第10号)第2条に規定する暴力団、暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者に該当しないこと。
- (4) 原則、補助対象区域内での移転を行う者でないこと。
- (5) 過去に本事業もしくは、旧商店街空き店舗対策事業又は旧中心市街地商業集積促進事業による補助を受けたことがないこと。
- (6) 現在事業を行っていない方は、事前に商工会議所、商工会およびその他の支援機関等が実施する創業塾、経営指導等を受講するとともに、事前に中小企業診断士等の経営指導を受け、それに基づく事業計画書(様式第10号)を作成すること。
- (7) 許認可等を要する業種は、申請手続の時点において、当該許認可等を受け、かつ、現にそれが有効であること。ただし、事業を営んでいない者であって新たに事業を開始する場合は、申請中であって、その許認可等を受けることが確実であること。
- (8) 事業内容に確実性があり、補助事業終了後も継続営業が見込まれるものであること。

5 手続きの流れ

: 申請される方が行うものを表しています。 : 本市が行うものを表しています。



以下の書類を準備する必要があります。

- 1 事業計画書
- 2 必要経費の見積書、その他計画に関する資料
- 3 住民票(法人にあっては登記事項証明書)
- 4 市税に未納がない証明書(申請月に発行されたもの)
又は納税証明書(直近2年分の市民税、固定資産税および事業所税)
- 5 空き店舗等の位置を示した地図
- 6 出店店舗の図面および完成予想図
- 7 許認可証等の写し
- 8 空き店舗利活用推薦書

※このほか、審査委員会での審査において、必要な書類を提出いただく場合があります。

交付決定通知の前に行った事業は補助対象外です。

事業計画書等のダウンロード、よくある質問は下記QRからご確認ください。



問合せ先 ※申請前にご相談ください